

《 連結納税制度の創設 》

平成14年7月に公布された法人税法等の一部を改正する法律（平成14年法律第79号）において連結納税制度が創設されました。

(注) この説明書の各項目の適用関係については、それぞれの項目に特にその適用関係の記載があるものを除き、法人の平成15年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます（改正法附則2、改正法令附則2、改正法規附則2）。

総 則

連結納税とは、内国法人（親法人）とその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人（子法人）のすべてを一のグループとして、その内国法人がそのグループの所得（連結所得）の金額等を一の申告書（連結確定申告書）に記載して法人税の申告・納税を行う制度です。

なお、この制度の適用に当たっては、国税庁長官の承認を受ける必要があります（法4の2、81の22、81の27）。

1 定義の整備

連結納税制度の創設に伴い法人税法の定義に次に掲げるものが追加されました。

連結親法人

連結納税の承認を受けた2(1)の親法人をいいます（法2十二の七の二）。

連結子法人

連結納税の承認を受けた2(2)の子法人をいいます（法2十二の七の三）。

連結法人

連結親法人又はその連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいいます（法2十二の七の四）。

連結完全支配関係

連結親法人と連結子法人との間の完全支配関係（2(3)参照）又は連結親法人との間に完全支配関係がある連結子法人相互の関係をいいます（法2十二の七の五）。

連結個別資本等の金額

連結法人（連結申告法人に限ります。）の資本の金額又は出資金額と連結個別資本積立金額との合計額をいいます（法2十六の二）。

(注) 連結申告法人とは、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいいます（法2十六）。

連結資本積立金額

連結法人（連結申告法人に限ります。）の最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時の資本積立金額（以下「最終資本積立金額」といいます。）の総額と各連結事業年度において資本積立金額の規定（法2十七）に準じて計算した金額（以下「連結資本積立金発生額」といいます。）の総額との合計額をいいます（法2十七の二）。

(注) 1 最初連結事業年度とは、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課されるその連結法人の最初の連結事業年度をいいます。以下 9まで同じです。

2 連結法人のうち自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度（6(2)参照）開始の日に行うものを除きます。）を行った法人がある場合の連結資本積立金発生額には、その分割を行った法人の分割の日の前日の属する事業年度（以下「分割前事業年度」といいます。）における資本積立金額の規定（法2十七）のイからラまで（加算項目）に掲げる金額の合計額から同号の力からムまで（減算項目）に掲げる金額の合計額を減算した金額が含まれます。

[参 考] 法人税法第2条第17号《資本積立金額》（抜粋）

加 算 項 目	イ 株式（適格現物出資により現物出資法人に発行するものを除く。）の発行価額のうち資本に組み入れなかった金額
	ロ 自己の株式を譲渡した場合（合併、分割又は株式交換により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合を除く。）における譲渡対価の額（新株予約権の行使により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合には、当該新株予約権の発行価額に相当する金額を含む。）から当該自己の株式の当該譲渡の直前の帳簿価額を減算した金額
ハ	協同組合等その他政令で定める法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額
ニ	合併により移転を受けた資産（二において「移転資産」という。）及び負債（二において「移

加 算 項 目	<p> 転負債」という。)の純資産価額(当該合併により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該合併の時の価額(適格合併の場合にあっては、被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第18号ニ又は第18号の2へに掲げる金額を減算した金額)をいう。)から当該合併により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額 </p> <p> ホ 分割型分割により移転を受けた資産(ホにおいて「移転資産」という。)及び負債(ホにおいて「移転負債」という。)の純資産価額(当該分割型分割により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該分割型分割の時の価額(適格分割型分割の場合にあっては、分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第18号ホ又は第18号の2トに掲げる金額を減算した金額)をいう。)から当該分割型分割により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額 </p> <p> ヘ 分社型分割により移転を受けた資産(ヘにおいて「移転資産」という。)及び負債(ヘにおいて「移転負債」という。)の純資産価額(当該分社型分割により交付した当該法人の株式その他の資産の当該分社型分割の時の価額(適格分社型分割の場合にあっては、分割法人の当該適格分社型分割の直前の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額を減算した金額)をいう。)から当該分社型分割により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額 </p> <p> ト 適格現物出資により移転を受けた資産の現物出資法人の当該移転の直前の帳簿価額(当該資産と併せて負債の移転を受けた場合にあっては、当該現物出資法人の当該直前の当該資産の帳簿価額から当該負債の帳簿価額を減算した金額)から当該適格現物出資により増加した資本の金額(当該適格現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該設立の時ににおける資本の金額)を減算した金額 </p> <p> チ 適格事後設立により第62条の5第1項《適格事後設立による資産等の時価による譲渡と株式の帳簿価額修正益又は帳簿価額修正損の益金又は損金算入》に規定する資産の移転を受け、又はこれと併せて同項に規定する負債の移転を受けた場合における同条第2項に規定する帳簿価額修正益に相当する金額 </p> <p> リ 株式交換(保険業法第92条の5第1項《組織変更における株式交換》の株式交換(以下この号において「保険株式交換」という。)を含む。)又は株式移転(同法第92条の8第1項《組織変更における株式移転》の株式移転(以下この号において「保険株式移転」という。)を含む。)による商法第352条第1項《株式交換》の完全親会社の完全子会社株式(同項の完全子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式(保険株式交換又は保険株式移転の場合にあっては、保険業法第92条の5第1項又は同法第92条の8第1項に規定する組織変更後の株式会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該保険株式交換又は当該保険株式移転により受け入れた株式)をいう。)の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額 </p> <p> ヌ 資本又は出資の減少(株式(出資を含む。以下この条において同じ。))を消却したものと及び金銭その他の資産を交付したものを除く。)により減少した資本の金額又は出資金額に相当する金額 </p> <p> ル 資産再評価法(昭和25年法律第110号)又は旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和29年法律第142号)の規定により再評価積立金又は商法第288条ノ2第1項(有限会社法第46条《計算に関する商法の規定の準用》において準用する場合を含む。)の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額 </p> <p> ヲ 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものがその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額(相続税法(昭和25年法律第73号)第66条第4項《公益を目的とする事業を行う法人に対する課税》の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額) </p> <p> ウ 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。)を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度の直前の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額又は連結納税の承認を取り消された場合若しくは連結納税の適用の取りやめの承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額 </p>
------------------	---

減 算 項 目	カ 商法第293条ノ2《配当可能利益の資本組入れ》の規定により資本に組み入れた同条に規定する利益の額に相当する金額又は同法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定により資本に組み入れた同条に規定する準備金の額に相当する金額
	コ 組織の変更により増加した資本の金額又は出資金額に相当する金額
	ク 分割法人の分割型分割（適格分割型分割を除く。クにおいて同じ。）の日の前日の属する事業年度終了の時（クにおいて「期末時」という。）の分割資本等金額（当該分割法人の期末時の資本等の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）から当該分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額
	ケ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をする資産の期末時（当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時をいう。ケにおいて同じ。）の帳簿価額から当該移転をする負債の当該期末時の帳簿価額、当該適格分割型分割に係る第18号クに掲げる金額及び当該適格分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額
	コ 適格事後設立により第62条の5第1項に規定する資産の移転を受け、又はこれと併せて同項に規定する負債の移転を受けた場合における同条第2項に規定する帳簿価額修正損に相当する金額
	セ 資本若しくは出資の減少（株式の消却及び社員の退社又は脱退によるものを除き、金銭その他の資産を払い戻したものに限る。）又は解散による残余財産の一部の分配（ツにおいて「減資等」という。）の直前の資本等の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（ツにおいて「減資資本等金額」という。）から当該減資等により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額（減資資本等金額が当該減資等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額）
	ソ 株式の消却（取得した株式について行うものを除く。）の直前の資本等の金額を当該直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額（ソにおいて「消却資本等金額」という。）から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額（消却資本等金額が当該消却により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額）
	タ 株式の消却（取得した株式について行うものに限る。）の直前の当該株式の帳簿価額を当該直前の当該株式の数で除し、これに当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額
	チ 社員の退社又は脱退の直前の資本等の金額を当該直前の出資総口数で除して計算した金額に当該退社又は脱退をした社員の出資口数を乗じて計算した金額（チにおいて「退社資本等金額」という。）から当該退社又は脱退により減少した出資金額を減算した金額（退社資本等金額が当該退社又は脱退による持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額）
	ツ 第61条の2第4項《合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算》に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式の帳簿価額に相当する金額

連結個別資本積立金額

連結法人（連結申告法人に限ります。）の最終資本積立金額と連結資本積立金発生額との合計額をいいます（法27の三）。

連結利益積立金額

連結法人（連結申告法人に限ります。）の最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時の利益積立金額（において「最終利益積立金額」といいます。）の総額と各連結事業年度のイからチまで（加算項目）に掲げる金額からリからヲまで（減算項目）に掲げる金額を減算した金額（その連結法人が留保していない金額を減算した金額とし、以下「連結利益積立金発生額」といいます。）の総額との合計額をいいます（法28の二）。

加 算 項 目	イ 各連結事業年度の第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》に規定する個別所得金額
	ロ 第81条の4《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかった金額のうち各連結法人に帰せられる金額

加 算 項 目	<p>ハ 第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》に規定する個別益金額を計算する場合の第26条第1項に規定する還付を受け又は充当される金額及び同条第2項に規定する減額された部分として政令で定める金額並びに同条第3項に規定する附帯税の負担額又は同条第4項に規定する附帯税の負担額の減少額を受け取る場合のその受け取る金額</p> <p>ニ 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第81条の18第1項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額及び当該法人税の減少額として収入すべき金額として同項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額</p> <p>ホ 第81条の9《連結欠損金の繰越し》の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち当該連結法人に帰せられる金額及び第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合の第59条第1項《資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する合計額に達するまでの金額</p> <p>ヘ 各連結事業年度において前号ニの規定に準じて計算した金額</p> <p>ト 各連結事業年度において前号ホの規定に準じて計算した金額</p> <p>チ 連結法人が有する他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）の株式について譲渡によりその全部又は一部を有しなくなることその他の政令で定める事由が生ずる場合に連結利益積立金額となる金額として政令で定めるところにより計算した金額</p>
減 算 項 目	<p>リ 各連結事業年度の第81条の18第1項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生ずる場合には、当該連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を加算した金額）</p> <p>ヌ 法人税（第38条第1項第1号及び第2号《損金に算入される法人税》に掲げる法人税並びに附帯税を除く。）として納付することとなる金額、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第81条の18第1項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額及び当該法人税の減少額として収入すべき金額として同項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額並びに地方税法の規定により当該負担額として支出すべき金額又は当該減少額として収入すべき金額に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）として納付することとなる金額</p> <p>ル 前号ヌに規定する合計額（第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に第24条第1項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を除く。）</p> <p>ロ 各連結事業年度において前号ルからタまでの規定に準じて計算した金額</p>

(注) 連結法人のうち自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度（6(2) 参照）開始の日に行うものを除きます。）を行った法人がある場合の連結利益積立金発生額には、分割前事業年度における利益積立金額の規定（法28）のイからへまで（加算項目）に掲げる金額の合計額から同号のチからタまで（減算項目）に掲げる金額の合計額を減算した金額が含まれます。

[参 考] 法人税法第2条18号《利益積立金額》（抜粋）

加 算 項 目	<p>イ 各事業年度の所得の金額</p> <p>ロ 第23条《受取配当等の益金不算入》又は第26条《還付金等の益金不算入》（第3項にあっては同項に規定する附帯税の負担額に係る部分とし、第4項にあっては同項に規定する附帯税の負担額の減少額に係る部分とする。）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額</p> <p>ハ 第57条から第59条まで《繰越欠損金の損金算入》の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額</p> <p>ニ 合併法人が適格合併により被合併法人から引継ぎを受ける利益積立金額として政令で定める金額</p> <p>ホ 分割承継法人が適格分割型分割により分割法人から引継ぎを受ける利益積立金額として政令で定める金額</p> <p>ヘ 連結法人が有する他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）の株式について譲渡によりその全部又は一部を有しなくなることその他の政令で定める事由が生ずる場合に当該連結法人の利益積立金額となる金額として政令で定めるところにより計算した金額</p>
------------------	--

減 算 項 目	<p>チ 各事業年度の欠損金額</p> <p>リ 法人税（第38条第1項第1号及び第2号《損金に算入される法人税》に掲げる法人税並びに附帯税を除く。リにおいて同じ。）として納付することとなる金額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により当該法人税に係る道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）として納付することとなる金額</p> <p>ヌ 利益の配当（商法第293条ノ5第1項《中間配当》又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第102条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）の額として株主等に交付する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（第24条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を除く。）</p> <p>ル 分割型分割（適格分割型分割を除く。）に係る分割法人が第62条第1項後段《合併及び分割による資産等の時価による譲渡》の規定により当該分割法人の株主等に交付したものとされる金銭の額及び金銭以外の資産（第61条の2第4項に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式その他の資産を含む。）の価額の合計額から第17号タに規定する分割資本等金額を減算した金額</p> <p>ロ 第17号ツに規定する合計額が同号ツに規定する減資資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額</p> <p>リ 第17号ネに規定する合計額が同号ネに規定する消却資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額</p> <p>カ 第24条第1項第5号に規定する自己の株式の取得により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が取得資本等金額（当該取得の直前の資本等の金額を当該直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該取得をした株式の数を乗じて計算した金額をいう。）を超える場合における当該超える部分の金額</p> <p>コ 第17号ラに規定する合計額が同号ラに規定する退社資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額</p> <p>ク 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額として政令で定めるところにより計算した金額</p>
------------------	--

連結個別利益積立金額

連結法人（連結申告法人に限ります。）の最終利益積立金額と連結利益積立金発生額との合計額をいいます（法二十八の三）。

連結所得

連結親法人及び連結子法人の所得をいいます（法二十八の四）。

連結欠損金額

各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、その連結事業年度の損金の額がその連結事業年度の益金の額を超える場合のその超える部分の金額をいいます（法二十九の二）。

連結中間申告書

1（連結中間申告書）の申告書をいいます（法三十の二）。

連結確定申告書

4（連結確定申告書）の申告書をいい、この申告書に係る期限後申告書を含みます（法三十の三）。

2 適用法人等

連結納税を適用できる内国法人（以下「親法人」といいます。）及びその内国法人による完全支配関係にある他の内国法人（以下「子法人」といいます。）は、それぞれ次に掲げる法人に限られます（法4の2、法令14の3）。

(1) 親法人

普通法人又は協同組合等のうち、次に掲げる法人を除いたものに限られます。

清算中の法人

普通法人（外国法人を除きます。）又は協同組合等との間にその普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人

資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社

旧資産流動化法第2条第2項に規定する特定目的会社

投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に規定する投資法人（以下「投資法人」といいます。）

連結納税に係る承認の取消処分（6(1)参照）を受けた法人でその取消処分の日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

連結納税の適用の取りやめの承認（7参照）を受けた法人でその取りやめの承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日の翌日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

(2) 子法人

普通法人のうち、次に掲げる法人を除いたものに限られます。

清算中の法人

(1) から の法人

6(2) の事実が生じたことにより連結納税に係る承認が取り消された法人（その法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人が合併以外の事由により解散したことによりみなし取消しを受けたものを除きます。）でそのみなし取消しの日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの（みなし取消しの直前までその連結親法人との間に完全支配関係を有していた法人に限ります。）

(3) 完全支配関係

連結納税を適用するために親法人と子法人との間に必要とされる完全支配関係とは、一方の法人（親法人）が他方の法人（子法人）の発行済株式又は出資（次に掲げる株式又は出資を除き、(4)において「発行済株式等」といいます。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます（法4の2、法令14の3）。

自己が有する自己の株式又は出資

発行済株式（自己が有する自己の株式を除きます。）の総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が5%に満たない場合のその株式

イ 法人の使用人が組合員となっている民法第667条第1項《組合》に規定する組合契約（その法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限ります。）による組合（組合員となる者がその使用人に限られているものに限ります。）のその主たる目的に従って取得されたその法人の株式

ロ 商法第280条ノ21第1項《新株予約権の有利発行の決議》又は商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）第1条《商法の一部改正》の規定による改正前の商法（ロにおいて「旧商法」といいます。）第210条ノ2第2項《取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得》若しくは商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）第1条《商法の一部改正》の規定による改正前の商法（ロにおいて「平成13年旧商法」といいます。）第280条ノ19第2項《取締役又は使用人に対する新株引受権の付与》の決議により法人の役員又は使用人（その役員又は使用人であった者及びその者の相続人を含みます。ロにおいて「役員等」といいます。）に付与された商法第280ノ21第1項に規定する新株予約権又は旧商法第210条ノ2第2項第3号に規定する権利若しくは平成13年旧商法第280条ノ19第2項に規定する新株の引受権の行使によって取得されたその法人の株式（その役員等が有するものに限ります。）

(4) 株式等の保有割合の判定

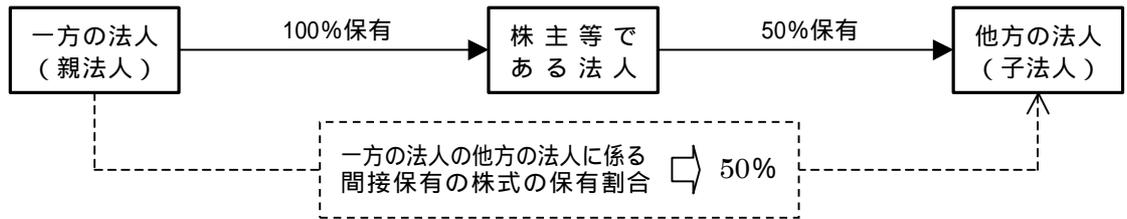
(3)の場合において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、一方の法人（親法人）の他方の法人（子法人）に係る直接保有の株式の保有割合とその一方の法人のその他方の法人に係る間接保有の株式の保有割合とを合計した割合により行うこととされています（法令14の3）。

(注)1 「直接保有の株式の保有割合」とは、一方の法人（親法人）の有する他方の法人（子法人）の株式の数がその他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合をいいます。

2 「間接保有の株式の保有割合」とは、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる割合の合計割合をいいます。
他方の法人（子法人）の株主等である法人（(2)の法人に限ります。）の発行済株式等の全部が一方の法人（親法人）に保有されている場合

その株主等である法人の有するその他方の法人（子法人）の株式の数がその他方の法人（子法人）の発行済株式等の総数のうちに占める割合（その株主等である法人が2以上ある場合には、その2以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

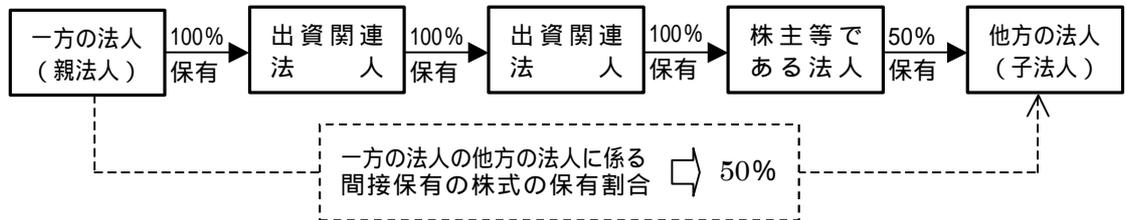
《設 例》



他方の法人(子法人)の株主等である法人(「株主等である法人」を除きます。)と一方の法人(親法人)との間にこれらの者と発行済株式等の保有を通じて連鎖関係にある1又は2以上の法人(2)の法人に限ります。において「出資関連法人」といいます。)が介在している場合(出資関連法人及び株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の全部をその一方の法人(親法人)又は出資関連法人(その発行済株式等の全部がその一方の法人又は他の出資関連法人によって保有されているもの)に限ります。)によって保有されている場合に限ります。)

その株主等である法人の有するその他方の法人(子法人)の株式の数がその他方の法人(子法人)の発行済株式等の総数のうちに占める割合(その株主等である法人が2以上ある場合には、その2以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

《設 例》



3 連結納税の承認の申請

(1) 申請

連結納税の適用に係る国税庁長官の承認を受けようとする親法人及びその親法人による完全支配関係がある子法人は、これらの法人のすべての連名で、次の事項を記載した申請書(以下「承認申請書」といいます。)をその親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する必要があります(法4の3、法規8の3の3)。

親法人及び子法人(以下(1)において「申請法人」といいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日及び終了の日

申請時における親法人の発行済株式の総数又は出資金額並びにその主要な株主又は出資者の氏名又は名称及びその保有する株式の数又は出資の金額

次に掲げる子法人の株式の数又は出資の金額等

(イ) 申請時における発行済株式の総数又は出資の金額

(ロ) 自己が有する自己の株式の数又は出資の金額

(ハ) 2(3)に掲げる株式の数

(ニ) その子法人の発行済株式又は出資を保有する申請法人の名称及びその保有する株式の数又は出資の金額

申請法人のうち6(1)(承認の取消し)による承認の取消処分を受けたことがあるものにあつては、その申請法人の名称及びその取消しの処分の日

申請法人のうち7(2)(適用の取りやめの承認)による承認を受けたことがあるものにあつては、その申請法人の名称及びその承認を受けた日

その他参考となるべき事項

(2) 承認申請書の提出

承認申請書の提出は、それぞれ次の日までに行うこととされています。

イ 原則

連結納税に係る承認を受けて最初に連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の6月前の日まで(法4の3)

ロ 設立事業年度等の承認申請特例

連結納税に係る承認を受けて最初に連結納税を適用しようとする事業年度が次に掲げる事業年度

に該当する場合には、それぞれ次に掲げる日まで（法4の3）

(イ) 親法人の設立事業年度

設立事業年度開始の日から1月を経過する日とその設立事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日

(ロ) 親法人の設立事業年度の翌事業年度

設立事業年度終了の日とその翌事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日

(注)1 この特例により申請を行った場合において、最初に連結納税を適用しようとする事業年度を「連結申請特例年度」といいます。以下同じです。

2 この特例により承認申請書を提出する場合には、次に掲げる事項を記載した書類をその承認申請書の提出期限までに親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（法4の3、法規8の3の3）

この特例を適用して承認申請書を提出する旨

親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

親法人の設立の日

最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日及び終了の日

子法人のうち(7)の時価評価法人又は関連法人に該当するものがある場合には、それらの法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

その他参考となるべき事項

八 承認申請期限の経過措置

連結納税に係る承認を受けて最初に連結納税を適用しようとする事業年度が平成14年4月1日から平成15年6月30日までの間に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する事業年度である場合には、その事業年度終了の日から起算して6月前の日（その日が平成14年12月31日後であるときは同日）まで（改正法附則3）

(注) この経過措置により承認申請書を提出する場合には、次に掲げる事項を記載した書類を申請期限までに親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（改正法附則3、改正法規附則3）

この経過措置による申請の特例を適用して承認申請書を提出する旨

親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日及び終了の日

子法人のうち(7)(ロ)のからに掲げる法人である場合には、それらの法人の名称

その他参考となるべき事項

(3) 連結納税の承認申請を行った場合の子法人の届出

子法人は、(1)の承認申請書を国税庁長官に提出した場合には、遅滞なく、書面によりその旨を納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります（法令14の4）

(4) 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類の提出

イ 連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合

子法人が連結親法人との間にその連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、遅滞なく、その子法人及びその連結親法人は、次表に掲げる提出先へそれぞれ次表に掲げる事項を記載した書類を提出する必要があります（法令14の4、法規8の3の3）

区分	提出先	記載事項
連結親法人	納税地の所轄税務署長	連結親法人との間にその連結親法人による完全支配関係を有することとなった日 子法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名 完全支配関係を有することとなった日における次に掲げる子法人の株式の数又は出資の金額等 (イ) 発行済株式の総数又は出資金額 (ロ) 自己が有する自己の株式の数又は出資の金額 (ハ) 2(3)に掲げる株式の数 (ニ) その子法人の発行済株式又は出資を保有する法人の名称及びその保有する株式の数又は出資の金額 子法人が6(1)(承認の取消し)による承認の取消処分を受けたことがある

区 分	提出先	記 載 事 項
子 法 人	本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長	<p>場合には、その子法人の名称及びその取消しの処分の日</p> <p>子法人が6(2)（みなし取消し）により承認のみなし取消し（その法人との間に連結完全支配関係のある法人が合併以外の事由により解散したことに基因してみなし取消しを受けた場合を除きます。）を受けたことがある場合には、その承認の取消しの日並びにその承認の取消しの直前において子法人の連結親法人であったものの名称及び納税地</p> <p>子法人が7(2)(取りやめの承認)による承認を受けたことがある場合には、その子法人の名称及びその承認を受けた日</p> <p>子法人が10(3)（最初連結事業年度の特例）の適用を受ける場合には、その旨及び連結親法人との間にその連結親法人による完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度開始の日及び終了の日</p> <p>その他参考となるべき事項</p>

□ 連結納税に係る申請を行う親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合

子法人が(1)の申請を行う親法人との間にその親法人による完全支配関係を有することとなった場合(3)の場合を除きます。)には、遅滞なく、その子法人及びその親法人は、イの場合と同様に、イの表に掲げる提出先へそれぞれ同表に掲げる事項を記載した書類を提出する必要があります(法令14の4、法規8の3の3)。

(注)1 この書類を提出する場合には、イの表の「連結親法人」は「親法人」と読み替えて、記載事項等を確認してください。

2 この届出をする日が、その子法人が連結納税に係る承認を受ける前である場合の書類の提出先は、その子法人の納税地の所轄税務署長となります。

(5) 承認

承認申請書を提出した親法人に承認の処分があった場合には、最初に連結納税を適用する事業年度開始の時にその親法人との間に完全支配関係があるすべての子法人に承認の処分があったものとみなされます(法4の3、改正法附則3)。

(注) 国税庁長官は、この申請に対する承認の処分をする場合には、親法人に対し、書面によりその旨を通知することとされています(法令14の4)。

(6) みなし承認

(2)イにより承認申請書を提出している場合

最初に連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の前日までに承認又は却下の処分がなかった場合は、親法人及び子法人(その事業年度開始の時に親法人との間に完全支配関係があるものに限ります。)のすべてにつき、その開始の日において承認があったものとみなされます(法4の3)。

(2)ロにより承認申請書を提出している場合

承認申請書を提出した日から5月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかった場合は、親法人及び子法人(連結申請特例年度開始の時に親法人との間に完全支配関係があるものに限ります。)のすべてにつき、その5月を経過する日において承認があったものとみなされます(法4の3)。

(注) 設立事業年度の翌事業年度が連結申請特例年度である場合において、その翌事業年度開始の日が申請書を提出した日から5月を経過する日後であるときには、上記の承認があったものとみなされる日はその「翌事業年度開始の日」となります。

(2)ハにより承認申請書を提出している場合

最初に連結納税を適用しようとする事業年度終了の日(その日が平成15年6月30日後である場合には同日となります。)において同じです。)までに承認又は却下の処分がなかった場合は、親法人及び子法人のすべてにつき、その終了の日において承認があったものとみなされます(改正法附則3)。

(7) 承認の効力

(2)イにより申請し承認された場合

承認を受けたすべての法人につき最初連結親法人事業年度開始の日以後の期間について、その効力を生じます(法4の3)。以下同じです。

(注) 最初連結親法人事業年度とは、連結親法人が連結納税の適用を受ける最初の事業年度（事業年度の中途においてその連結親法人が自己を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った場合には、9(1)のみなし事業年度が生じないものとした場合の事業年度となります。）をいいます。以下同じです。

(2)口により申請し承認された場合

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日以後の期間について、その効力を生じます（法4の3）。

(4) 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する子法人（以下(4)までにおいて「時価評価法人」といいます。）

連結申請特例年度終了の日の翌日

(注) 「時価評価資産等」とは、次に掲げるものをいいます。ただし、法人税法第61条の11第1項各号《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する法人（時価評価を要しない法人（1(1)参照））の有するものを除きます（法令14の5）。

1(2)の時価評価資産

法人税法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定する長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る契約のうち次に掲げる以外のものをいいます。

(イ) 繰延長期割賦損益額（次の金額が の金額を超える場合には の金額から の金額を控除した金額とし、 の金額が の金額を超える場合には の金額から の金額を控除した金額をいいます。）が1,000万円未満のもの

その資産の販売等に係る収益の額（事業年度又は連結事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの及び法人税法第63条第1項の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの又は法人税法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法人税法第63条第1項に係る部分に限ります。）の規定によりその連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除きます。）

その資産の販売等に係る費用の額（事業年度又は連結事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び法人税法第63条第1項の規定によりその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの又は法人税法第81条の3第1項（法人税法第63条第1項に係る部分に限ります。）の規定によりその連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除きます。）

(ロ) 3(2)口の対象となる契約

4の対象となる特別勘定

(4) 時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する子法人

連結申請特例年度終了の日の翌日

(4) 連結申請特例年度開始の日の翌日から特例申請後5月経過日までの間に自己を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った子法人（(4)及び(4)の法人を除きます。）

特例申請後5月経過日の属する事業年度開始の日

(注) 特例申請後5月経過日とは、(2)口による承認申請書を提出した日から5月を経過する日をいいます。以下同じです。

(2) 親法人及び(4)から(4)の子法人以外の子法人

連結申請特例年度開始の日

(2)ハにより申請し承認された場合

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日以後の期間において効力を有します（改正法附則3）。

(1) 親法人

最初連結親法人事業年度開始の日

(2) 次の から に掲げる子法人

最初連結親法人事業年度終了の日の翌日

最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度の前事業年度（その事業年度開始の日が最初連結親法人事業年度開始の前日である場合にはその事業年度）終了の時に時価評価資産等を有する子法人（(2)において「時価評価法人」といいます。）

最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度開始の日がその連結親法人事業年度開始の前日である子法人（時価評価法人を除きます。）

又は の子法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の子法人

(3) (2)以外の連結子法人

最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度開始の日

(8) 申請の却下

連結納税に係る承認申請書の提出があった場合に、国税庁長官は次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができます（法4の3）

- 連結予定法人のいずれかがその申請を行っていないこと
- その申請を行っている法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること
- その申請を行っている連結予定法人に次のいずれかに該当する事実があること

- (イ) 連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること
- (ロ) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が5(1)(帳簿書類の保存)に従って行われることが見込まれないこと
- (ハ) 6(1)(承認の取消し)により連結納税に係る承認を取り消され又は7(2)(取りやめの承認)による適用の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に承認申請書が提出されたこと

- (ニ) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること

(注)1 連結予定法人とは、2(適用法人等)の親法人と子法人のすべてをいいます。

2 連結事業年度とは、その連結法人に係る連結親法人の事業年度をいい、連結親法人が自己を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った場合には、9(1)のみなし事業年度が生じないものとした場合の親法人の事業年度をいいます。以下同じです（法15の2）

3 国税庁長官は、この申請に対する却下の処分をする場合には、その申請をした親法人に対し、書面によりその旨を通知することとされています。また、その親法人に対する却下の処分があった場合には、その親法人による完全支配関係を有する子法人（申請をしたものに限りません。）のすべてにつき、その却下の処分があったものとみなされます（法令14の4）

4 連結納税への加入

2(適用法人等)の子法人が連結親法人との間にその連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、その有することとなった日（4において「加入日」といいます。）においてその子法人は連結納税に係る承認を受けたものとみなされ、同日以後の期間について承認の効力を生じます（法4の3）

ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる日に承認があったものとみなされ、同日以後の期間について承認の効力を生じることとなります。

10(3)(最初連結事業年度の特例)の適用を受けた場合

- (イ) 加入日の属する事業年度終了の日が連結親法人事業年度開始の前日となっているとき
加入日の属する事業年度終了の日の翌日
- (ロ) 加入日の属する事業年度終了の日が連結親法人事業年度開始の日以後となっているとき
加入日の属する事業年度終了の日の翌日

連結申請特例年度において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3)

- (イ) 次の及びに掲げる法人
連結申請特例年度終了の日の翌日
完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する法人（2(1)のからを除きます。）
の法人又は3(7)の時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する法人
- (ロ) 完全支配関係を有することとなった日の翌日から特例申請後5月経過日までの間に自己を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った法人（(イ)の法人を除きます。）
特例申請後5月経過日の属する事業年度開始の日

- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる法人以外の法人
完全支配関係を有することとなった日

3(2)ハの承認申請期限の経過措置の適用を受けて承認申請書を提出して連結納税の承認を受ける内国法人との間に、その内国法人による完全支配関係を有することとなった場合（改正法附則3）

- (イ) 次の～に掲げる法人
最初連結親法人事業年度終了の日の翌日
完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度終了の時に時価評価資産等を有する法人（2(1)のからを除きます。）
完全支配関係を有することとなった日から最初連結親法人事業年度終了の日までの間に開始する事業年度がないもの（の法人を除きます。）
の法人、の法人、3(7)(ロ)のの法人又は同の法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する法人

- (ロ) (イ)以外の法人
最初連結親法人事業年度終了の日の属する事業年度開始の日

5 帳簿書類の保存等

(1) 帳簿書類の保存

連結法人は、帳簿書類を備え付けてこれに取引等を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければなりません（法4の4）。

(2) 国税庁長官等の指示

国税庁長官のほか次に掲げるものは、必要があると認めるときは、連結法人に対して(1)の帳簿書類について必要な指示をすることができることとされています（法4の4）。

連結親法人の納税地の所轄国税局長又は所轄税務署長

連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局長又は所轄税務署長

6 連結納税の承認の取消し等

(1) 承認の取消し

連結法人に次に掲げる事実がある場合には、国税庁長官は、その連結法人に係る連結納税の承認を取り消すことができます（法4の5）。

連結事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が5(1)に従って行われていないこと。

連結事業年度に係る帳簿書類について5(2)の国税庁長官等の指示に従わなかったこと。

連結事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。

連結確定申告書とその提出期限までに提出しなかったこと。

なお、この取消しの処分を受けた場合には、連結納税の承認は、取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日以後の期間について効力を失います。

(注)1 国税庁長官は、この規定により連結納税の承認を取り消す場合には、その承認を取り消すこととなる連結法人に対し書面によりその旨を通知することとされています（法令14の6）。

2 連結確定申告書とは、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、連結親法人が税務署長に提出することとされている連結所得の金額（又は連結欠損金額）等を記載した申告書をいいます（法81の22）。

(2) 承認のみなし取消し

連結法人に次に掲げる事実が生じた場合には、それぞれ次に掲げる取消対象法人の連結納税の承認が取り消されたものとみなされ、みなし取消日以後の期間について承認の効力を失います（法4の5）。

連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限りません。）との間にその内国法人による完全支配関係が生じたこと。

（取消対象法人）

連結親法人及びすべての連結子法人

（みなし取消日）

内国法人による完全支配関係が生じた日

連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなったこと。

（取消対象法人）

連結親法人

（みなし取消日）

連結子法人がなくなった日の属する連結親法人の事業年度開始の日（ただし、その事業年度終了の日に連結子法人が合併による解散以外の事由による解散をしたことにより連結子法人がなくなった場合には、その解散の日の翌日）

連結親法人の解散

（取消対象法人）

連結親法人及びすべての連結子法人

（みなし取消日）

解散の日の翌日（ただし、その解散が合併による解散の場合には、合併の日）

連結子法人の解散

（取消対象法人）

解散した連結子法人

（みなし取消日）

(イ) 解散が合併による解散である場合には、合併の日の前日の属するその連結子法人の事業年度開始の日（ただし、その合併が連結親法人事業年度開始の日に行った合併による解散である場合には、その合併の日）

(注) 連結親法人事業年度とは、連結法人に係る連結親法人の事業年度（その連結親法人を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った場合には、9(1)のみなし事業年度が生じないものとした場合の事業年度となります。）をいいます（法15の2）。

(ロ) 解散が(イ)以外の解散である場合には、解散の日の属するその連結子法人の事業年度開始の日（ただし、その解散が連結親法人事業年度終了の日に行った解散である場合には、その解散の日の翌日）

連結子法人（解散したものを除きます。）が連結親法人との間にその連結親法人による完全支配関係を有しなくなったこと（又は に基因するものを除きます。）

（取消対象法人）

その連結子法人

（みなし取消日）

完全支配関係を有しないこととなる事実が生じた日の属するその連結子法人の事業年度開始の日（ただし、その事実が連結親法人事業年度終了の日において、その連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人が解散（合併による解散を除きます。）したことによるものである場合には、その解散の日の翌日の属するその連結子法人の事業年度開始の日）

(3) 承認が取り消された場合の書類の提出

次に掲げる事由が生じたことにより、連結納税に係る承認が取り消された場合には、それぞれ次に掲げる法人（(1)の通知を受けた法人を除きます。）は、その事由が生じた日以後遅滞なく、その事由が生じた日及びその事由の発生の原因となった事実を記載した書類を納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に対し提出する必要があります（法令14の6）。

連結子法人が連結親法人の間に連結完全支配関係を有しなくなったこと。

その連結子法人及びその連結親法人

2(2)の子法人が連結親法人又は3(1)の申請を行った2(1)の親法人との間に完全支配関係を有しなくなったこと。

その子法人及びその連結親法人又は2(1)の親法人

連結子法人がなくなったことにより連結親法人のみとなったこと。

その連結親法人

7 連結納税の適用の取りやめ

連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて連結納税の適用を取りやめることができます（法4の5）。

(1) 取りやめの申請

連結納税の適用の取りやめに係る申請は、連結法人のすべての連名で、次に掲げる事項を記載した申請書を、連結親法人の納税地の税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります（法4の5、法規8の3の11）。

連結納税の適用を取りやめようとする理由

連結法人のすべての名称及び納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

その他参考となるべき事項

(2) 取りやめの承認

(1)の申請書を提出した連結法人に承認の処分があった場合には、連結納税の適用の承認は、その取りやめの承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日後の期間について効力を失いません（法4の5）。

(注) 国税庁長官は、この申請に対する承認の処分をする場合には、連結親法人に対し、書面によりその旨を通知することとされています（(3)において同様です。）。また、その連結親法人に対する承認の処分があった場合には、その承認を受けた日の属する連結事業年度終了の時において、その連結親法人による完全支配関係を有する連結子法人のすべてにつき、その承認の処分があったものとみなされます（法令14の6）。

(3) 取りやめ申請の却下

取りやめの申請の提出があった場合に、国税庁長官は、連結納税の適用を受けることをやめること

につきやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下することとされています（法4の5）

(注) 連結親法人に対する却下の処分があった場合には、連結法人（連結親法人を除きます。）のすべてにつき、その却下の処分があったものとみなされます（法令14の6）

8 連結法人の課税所得の範囲

連結親法人に対しては、各連結事業年度の連結所得について、各連結事業年度の連結所得に対する法人税が課されます（法6の2）

9 みなし事業年度

(1) 連結納税の創設に伴うみなし事業年度

連結納税の適用の承認、取消し及び取りやめ等に伴い、従来のみなし事業年度に加え、次に掲げる場合にそれぞれ次に掲げるものが追加されています。

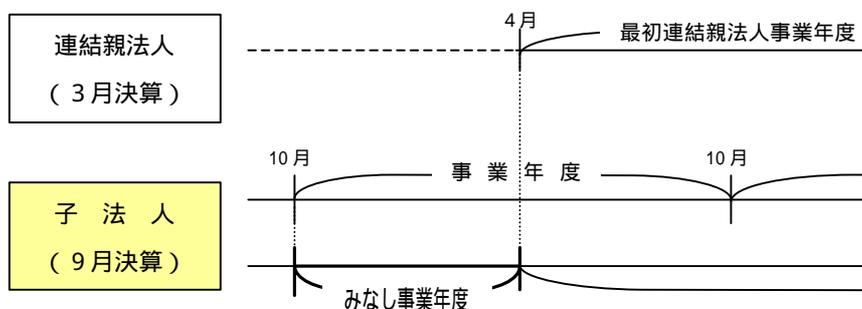
子法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度が開始した場合（ の場合を除きます。）（法14四）

（みなし事業年度が生じる法人）

その子法人

（みなし事業年度）

その子法人の事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間



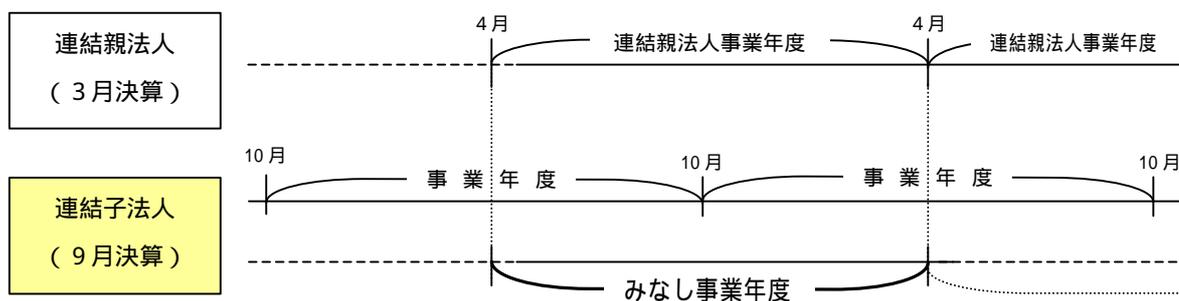
連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がその開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でない場合（ から までの場合を除きます。）（法14五）

（みなし事業年度が生じる法人）

その連結子法人

（みなし事業年度）

その連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間



連結納税の適用に係る承認申請書を3(2)口の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受けて提出した場合（法14六）

（みなし事業年度）

その申請における子法人

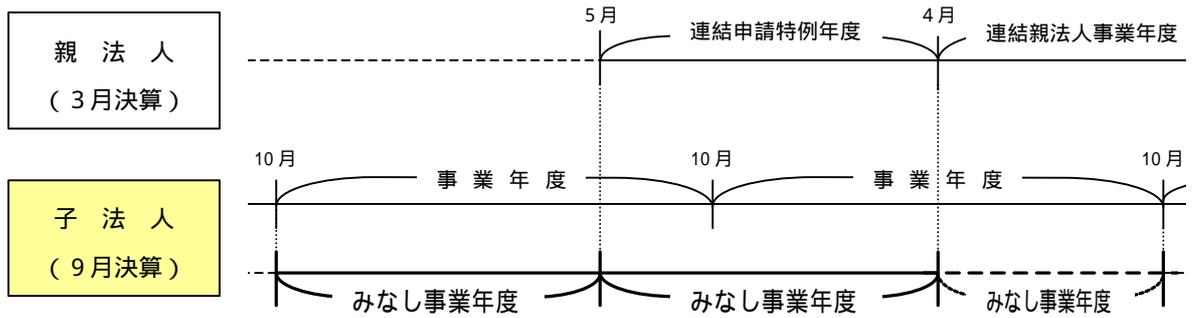
（みなし事業年度）

連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度開始の日からその前日までの期間

連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間

連結申請特例年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間

(注) 申請に対する承認を受けた場合には、 のみなし事業年度は生じません。



子法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合（及び の場合を除きます。）（法14七）

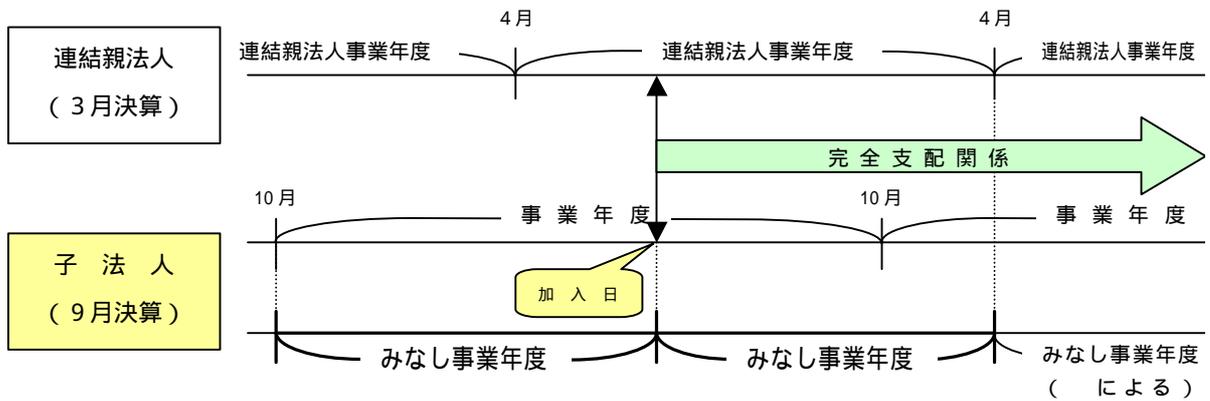
（みなし事業年度が生じる法人）

その子法人

（みなし事業年度）

完全支配関係を有することとなった日（以下「加入日」といいます。）の前日の属する事業年度開始の日からその加入日の前日までの期間

加入日からその連結親法人事業年度の終了の日までの期間



子法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合（その子法人が最初連結事業年度の特例（10(3)参照）の適用を受ける場合に限り。）（法14七かっこ書）

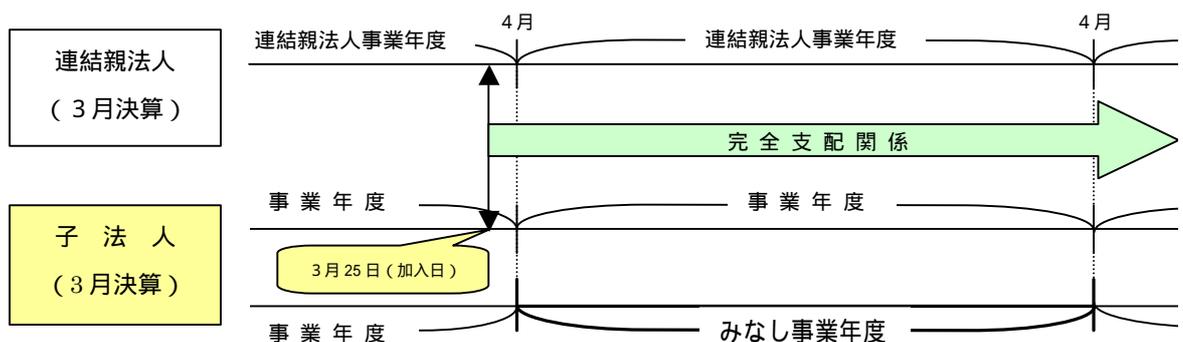
（みなし事業年度が生じる法人）

その子法人

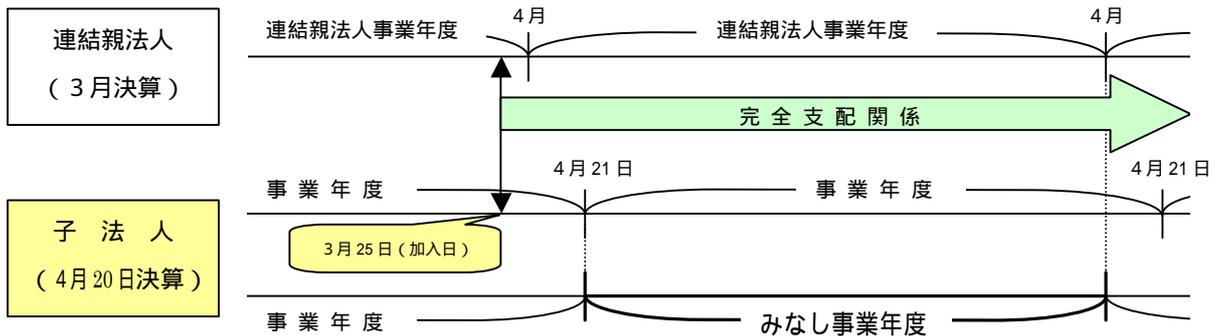
（みなし事業年度）

加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間

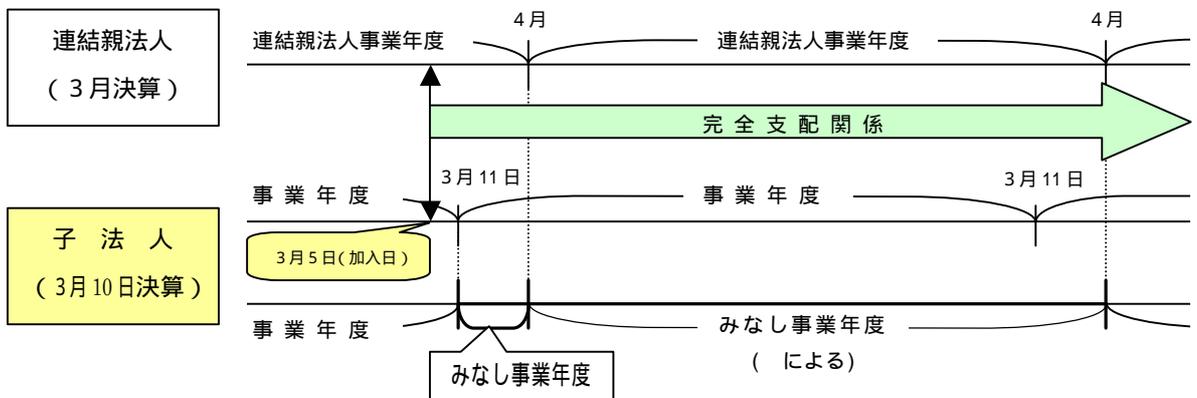
《決算期が一致している場合》



《連結親法人の決算期の方が早い場合》



《連結親法人の決算期の方が遅い場合》



連結申請特例年度の中途において親法人との間に、その親法人による完全支配関係を有することとなった場合(法14八)

(みなし事業年度が生じる法人)

その親法人による完全支配関係を有することとなった法人

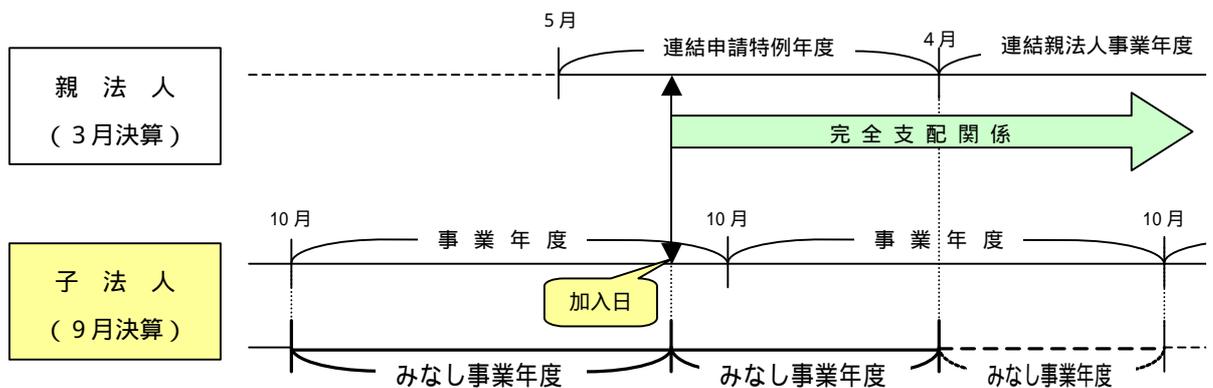
(みなし事業年度)

加入日の前日の属する事業年度開始の日からその前日までの期間

加入日から連結申請特例年度終了の日までの期間

連結申請特例年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間

(注) 申請書を提出した法人が申請に対する承認を受けた場合には、のみなし事業年度は生じません。



連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（ 、 及び から までの場合を除きます。）（法14九）

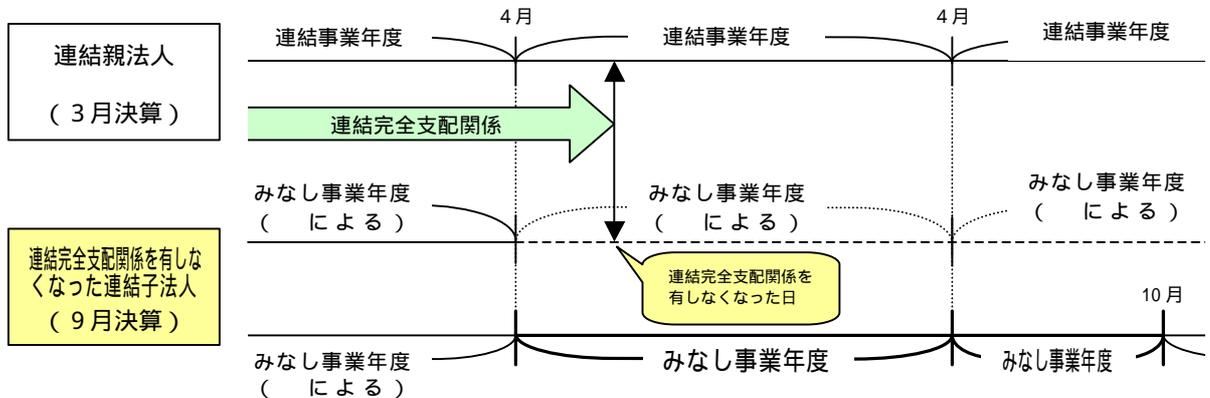
（みなし事業年度が生じる法人）

連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人

（みなし事業年度）

その連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間

その連結事業年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間



連結子法人が連結事業年度の中途において解散（合併による解散を除きます。）をした場合（法14十）

（みなし事業年度が生じる法人）

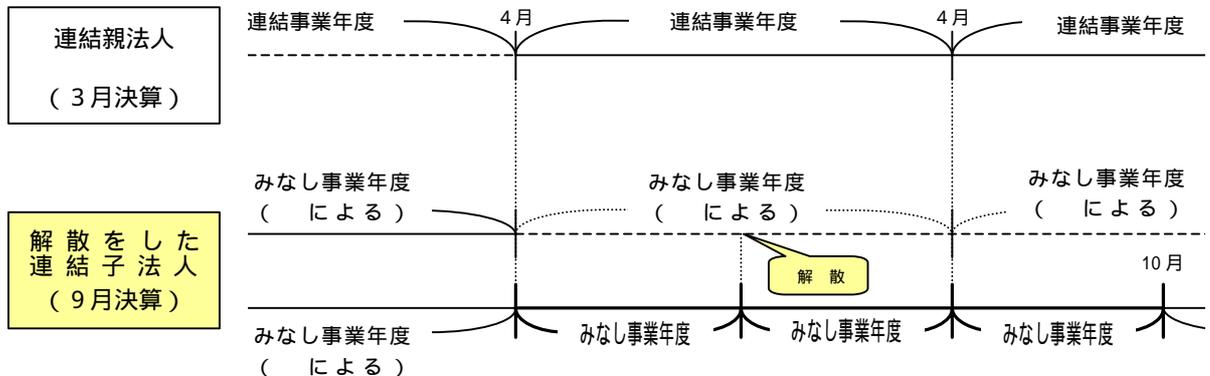
解散をした連結子法人

（みなし事業年度）

その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間

解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間

連結事業年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間



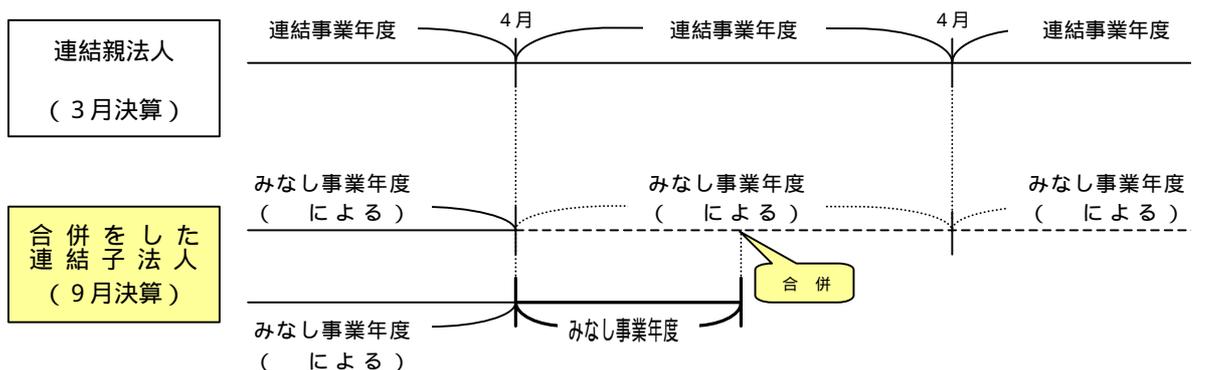
連結子法人が連結事業年度の中で合併により解散した場合（法14十一）

（みなし事業年度が生じる法人）

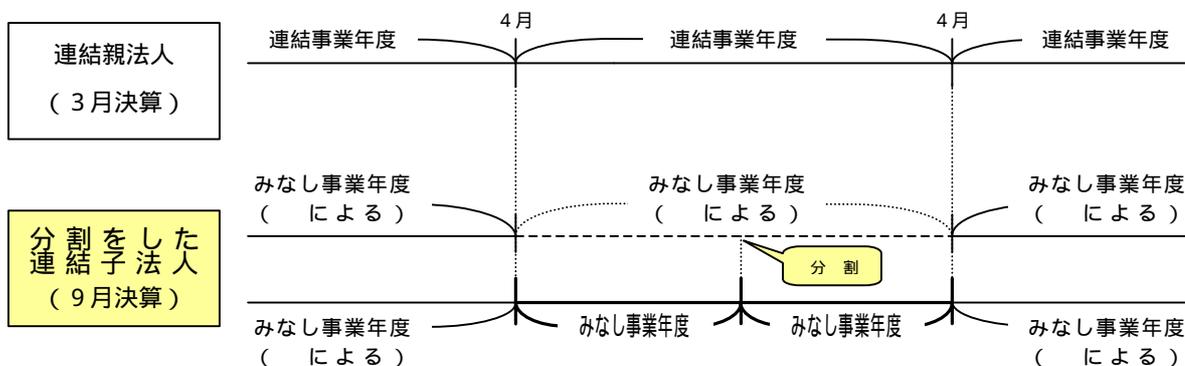
合併をした連結子法人

（みなし事業年度）

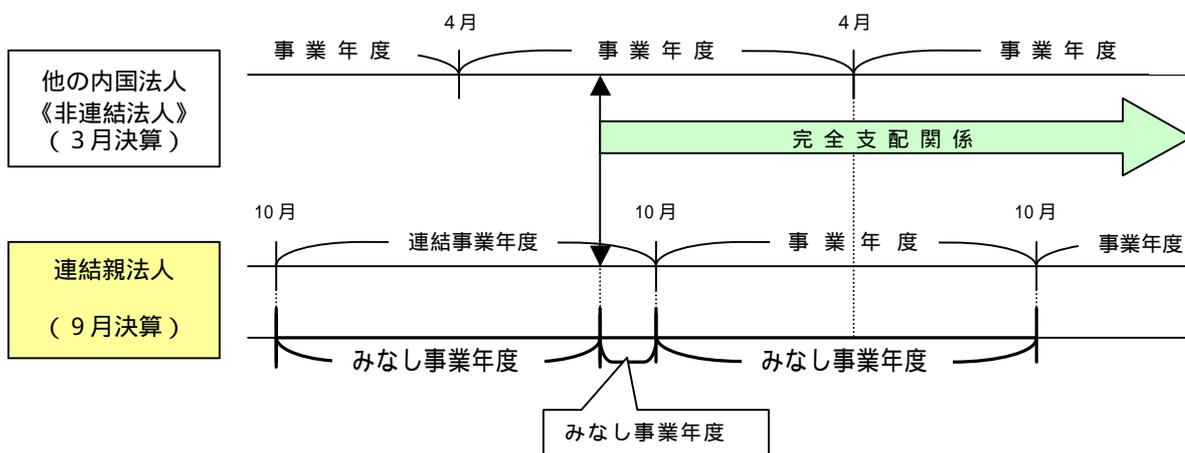
その連結事業年度の開始の日から合併の日の前日までの期間



連結親法人が連結事業年度の中途においてその連結親法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合（法14十二）
 （みなし事業年度が生じる法人）
 その分割を行った連結親法人
 （みなし事業年度）
 その連結事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間
 分割の日からその連結事業年度終了の日までの期間

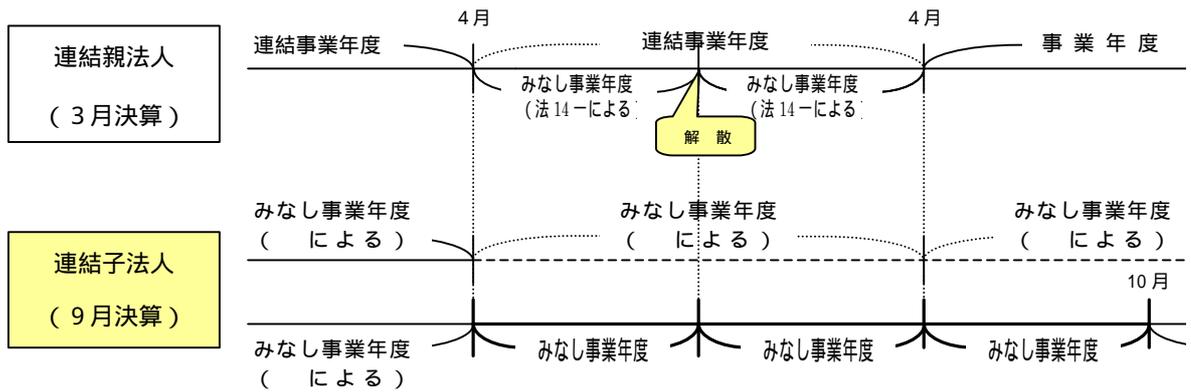


連結親法人と他の内国法人（普通法人又は協同組合等に限りません。）との間に、他の内国法人による完全支配関係が生じたことにより、連結親法人及び連結子法人が連結事業年度の中途において他の内国法人との間に他の内国法人による完全支配関係を有することとなった場合（法14十三）
 （みなし事業年度が生じる法人）
 他の内国法人による完全支配関係を有することとなった連結親法人及び連結子法人
 （みなし事業年度）
 その連結事業年度開始の日から完全支配関係を有することとなった日の前日までの期間
 完全支配関係を有することとなった日からその連結事業年度終了の日までの期間
 その連結事業年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間



(注) この設例は、連結親法人のみなし事業年度について記載していますが、連結子法人についても同様のみなし事業年度が生じます。

連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が解散（合併による解散を除きます。）をした場合（法14十四）
 （みなし事業年度が生じる法人）
 連結子法人
 （みなし事業年度）
 その連結事業年度開始の日から解散の日までの期間
 解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間
 その連結事業年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間



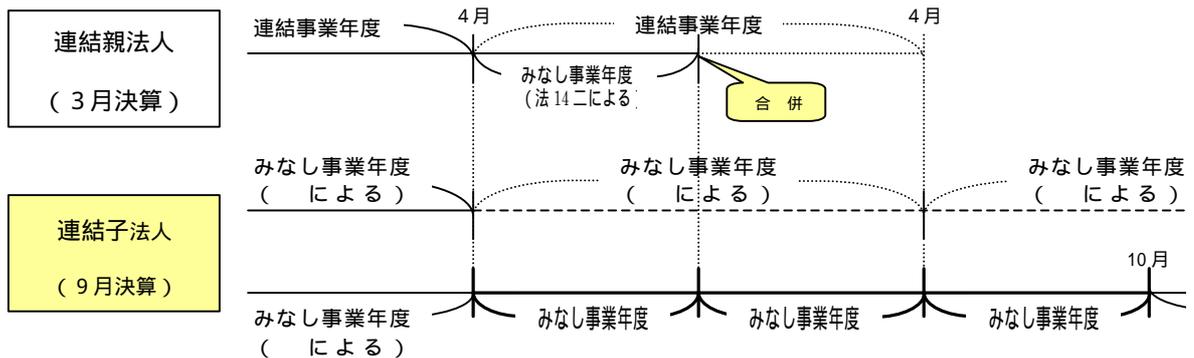
連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併により解散した場合 (法14十五)
 (みなし事業年度が生じる法人)

連結子法人
 (みなし事業年度)

その連結事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

合併の日からその連結事業年度終了の日までの期間

その連結事業年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間

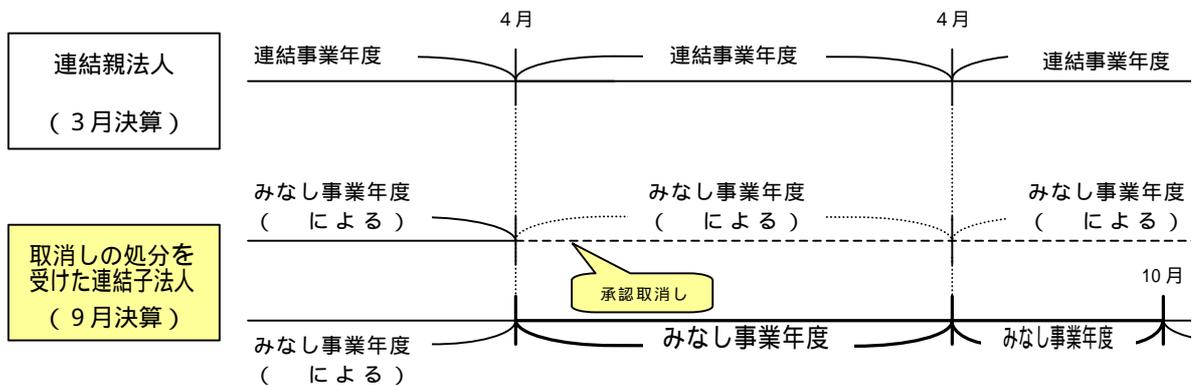


連結子法人が6(1)により承認を取り消された場合 (法14十六)
 (みなし事業年度が生じる法人)

その取消しの処分を受けた連結子法人
 (みなし事業年度)

その取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間

その連結事業年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間



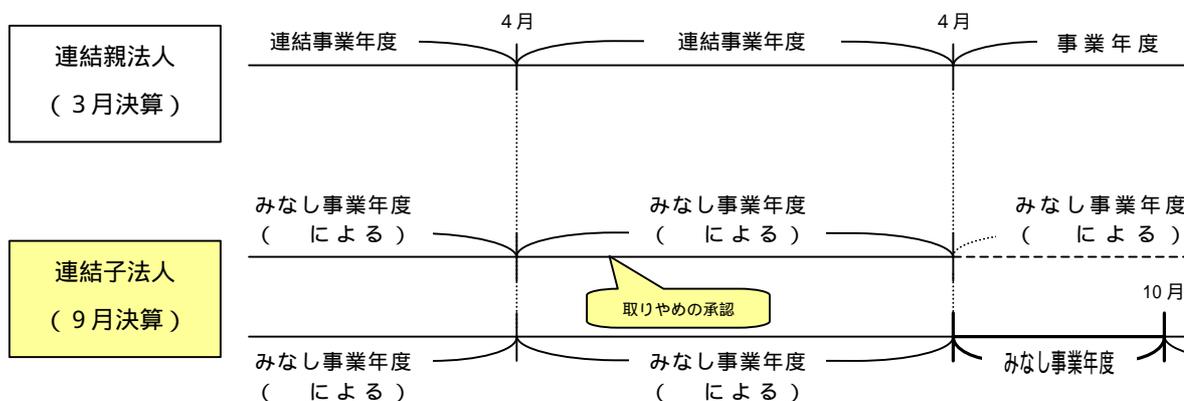
7(1)の取りやめの承認申請書を提出した連結子法人がその申請に係る承認を受けた場合(法14十七)

(みなし事業年度が生じる法人)

その承認を受けた連結子法人

(みなし事業年度)

その承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間



3(2)八の承認申請期限の経過措置の適用を受けて申請を行い承認を受ける場合(改正法附則4)

(みなし事業年度が生じる法人)

次の(イ)及び(ロ)の法人のうち最初連結親法人事業年度終了の前日に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度(以下「中途開始事業年度」といいます。)があるもの

(イ) 子法人(3(2)八の申請を行ったものに限りです。)

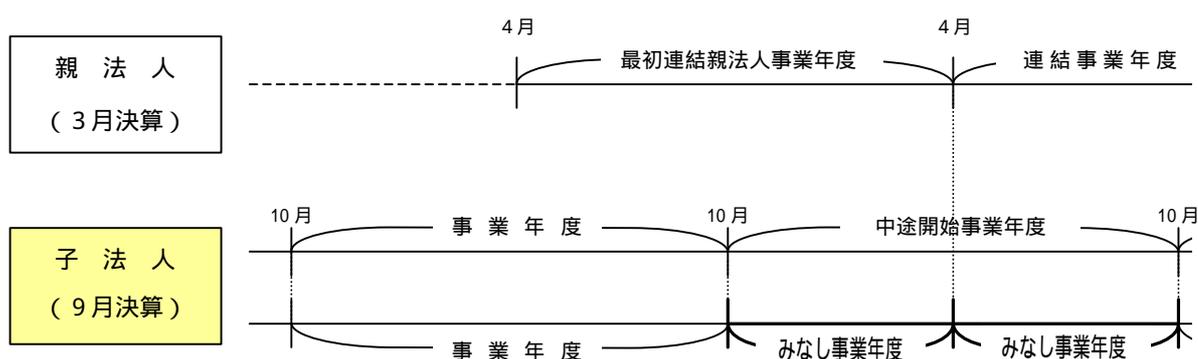
(ロ) 親法人との間に最初連結親法人事業年度中にその親法人による完全支配関係を有することとなった子法人

(みなし事業年度)

次の及びの期間

中途開始事業年度の開始の日から最初連結親法人事業年度終了の日までの期間

その最初連結親法人事業年度終了の日の翌日から中途開始事業年度終了の日までの期間



(2) 適用関係

改正後の法人税法第14条《みなし事業年度》の規定は、平成14年8月1日以後に同条各号に規定する事実が生じた場合に適用されます(改正法附則4)。ただし、3(2)八の承認申請期限の経過措置の適用を受けて申請を行い承認を受けた連結親法人及び(1)のみなし事業年度が生じる法人については、最初連結親法人事業年度終了の日の翌日以後に同条各号に規定する事実が生じた場合に適用されます(改正法附則4)。

(注) (1)のみなし事業年度は、改正後の法人税法第14条第5号の規定により、連結親法人事業年度と一致するように再度みなし事業年度が生じることとなります。

10 連結事業年度

(1) 原則

連結事業年度とは、連結法人に係る連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間をいい、連結子法人においては、連結事業年度の期間がそれぞれの事業年度となるように、9のとおり、みなし事業年度が設けられています。ただし、連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った連結法人にあっては、その開始の日から分割の日の前日までの期間は連結事業年度に含まれません（法15の2 ）。

(2) 最初連結事業年度

各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度（以下「最初連結事業年度」といいます。）は、親法人が連結納税の承認申請書に記載した「最初の連結事業年度としようとする期間」となります。ただし、次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に掲げる期間が最初連結事業年度となります。

3(2)口の設立事業年度等の承認申請特例により申請を行い承認を受けた連結子法人のうち連結申請特例年度開始の日の翌日から特例申請後5月経過日までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行ったもの（3(7)(i)及び(i)の法人を除きます。）（法15の2 一）
（最初連結事業年度）

特例申請後5月経過日の属する事業年度開始の日から連結申請特例年度終了の日までの期間
連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間にその連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人（4(i)に掲げる法人を除きます。）（法15の2 二）
（最初連結事業年度）

完全支配関係を有することとなった日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間
（注）その法人が、その完全支配関係を有することとなった日の翌日から特例申請後5月経過日までの間にその法人を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った場合には、特例申請後5月経過日の属するその法人の事業年度開始の日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間が最初連結事業年度となります。

(3) 最初連結事業年度の特例

次のイの法人の最初連結事業年度については、(2)にかかわらず、口の期間とすることができます（法15の2 ）。

イ 対象法人

次の 及び のいずれをも満たす法人（口において「対象法人」といいます。）

連結親法人事業年度（連結申請特例年度を除きます。）開始の日の1月前の日から開始の日以後1月を経過する日までの期間において、連結親法人との間にその連結親法人による完全支配関係を有し連結子法人となるもの

（注）連結親法人事業年度が最初連結親法人事業年度である場合には、上記の期間は「最初連結親法人事業年度開始の日から開始の日以後1月を経過する日までの期間」となります。

その完全支配関係を有することとなった日の属する事業年度（9のみなし事業年度がないものとした場合の事業年度をいい、以下「加入年度」といいます。）終了の日が の期間内にあるもの

ロ 最初連結事業年度

(i) 対象法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の前日となっている場合
対象法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間
（注）上記期間は、対象法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日の前日である場合には、「対象法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間」となります。

(ii) 対象法人の加入年度終了の日がその連結親法人事業年度開始の日以後となっている場合
対象法人の加入年度終了の日の翌日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

ハ 手続等

この最初連結事業年度の特例の適用を受ける場合には、連結親法人は、対象法人の加入年度に係る確定申告書の提出期限までにその旨及び次の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（法15の2 一、法規8の3の12）。

連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

対象法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

対象法人が連結親法人による完全支配関係を有することとなった日

対象法人の加入年度開始の日及び終了の日

その他参考となるべき事項

(4) 承認申請期限の経過措置の適用を受けて申請を行い承認を受けた場合の最初連結事業年度
3(2)ハの承認申請期限の経過措置の適用を受けて連結納税の承認の申請を行いその承認を受けた場合には、次のイ及びロに掲げる法人の最初連結事業年度は、(2)及び(3)にかかわらず、それぞれ次のとおりとなります。

イ 経過措置による申請を行い承認を受けた連結子法人

3(2)ハの承認申請期限の経過措置の適用を受けて連結納税の承認の申請を行い承認を受けた場合には、3(7)ロに掲げる法人のいずれにも該当しない連結子法人は、次の期間が最初連結事業年度となります(改正法附則5)。

(最初連結事業年度)

最初連結親法人事業年度終了の日の属するその連結子法人の事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度終了の日までの期間

ロ 経過措置による申請を行い承認を受けた連結親法人の最初連結事業年度において、その連結親法人による完全支配関係を有することとなった法人

3(2)ハの承認申請期限の経過措置の適用を受けて連結納税の承認の申請を行い承認を受けた連結親法人との間に最初連結親法人事業年度中にその連結親法人による完全支配関係を有し連結子法人となった場合には、4(イ)に掲げる法人のいずれにも該当しない連結子法人は、次の期間が最初連結事業年度となります(改正法附則5)。

(最初連結事業年度)

最初連結親法人事業年度終了の日の属するその連結子法人の事業年度開始の日からその終了の日までの期間

11 納税地等の異動の届出

連結親法人は、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合には、次の事項を記載した書面により、連結親法人の納税地の所轄税務署長並びにその連結子法人の異動前の本店等所在地及び異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届出を行う必要があります(法20、法令18)。

異動前の本店又は主たる事務所の所在地

異動後の本店又は主たる事務所の所在地